

平成28年度の主な事業について

1. 保険運営の企画

(1) 地域医療への関与

平成28年度の重点事項

平成27年度から議論が始まった地域医療構想について、平成28年度に計画が策定される見込みである。支部では、加入者・事業主を代表する立場で効率的かつ質の高い医療提供体制を目指し、在宅医療の充実等も加味し、現在ある医療資源を有効活用した病床機能（高度急性期機能・急性期機能・回復期機能・慢性期機能）分化等による新たな提供体制の検討について、他の保険者と連携し、関係機関への働きかけや積極的に意見発信することで地域医療に貢献していく。

また、加入者の健康度を高めることや医療費適正化の観点から各種協議会等での積極的な意見発信を行う。

◎ 具体的な取り組み内容（各種協議会等での意見発信）

○福島県の各種協議会等

- ・ 県医療審議会、地域医療構想調整会議、健康ふくしま21推進協議会、健康長寿ふくしま推進対策検討会、福島県後発医薬品安心使用促進協議会

○関係機関の各種協議会等

- ・ 福島県保険者協議会、国保運営協議会（11市）、県支払基金幹事会

(2) 関係機関との連携及び協同事業の推進

平成28年度の重点事項

これまでに協定を締結した関係機関との連携事業を推進するとともに、新たな関係機関との連携拡充を図る。

◎ 具体的な取り組み内容

- ① 市と連携した特定健診・がん検診の共同広報
- ② 福島県経済三団体（商工会議所・商工会・中小企業団体中央会）等と連携した「健康事業所宣言」事業の拡充
- ③ 保険者協議会でのデータ分析や協同事業の推進
- ④ 新たな自治体との連携拡充を図る

2. 保健事業 ～健診・保健指導～

(1)生活習慣病予防健診の実施率向上の取り組み(被保険者本人)

平成28年度の重点事項

定期健康診断を受診予定の事業所に対し、健診機関による生活習慣病予防健診への切替え勧奨の実施や、検診車を保有する8健診機関による沿岸部等の集団健診機会の拡大等、健診実施機関との連携をより強化する。
また、健診実施機関の協力・連携状況に応じて本部構築によるインセンティブ制度の導入を図る。

平成28年度目標と過年度実績	平成28年度目標	平成27年度実績	平成26年度実績
特定健康診査実施率（被保険者） (被保険者は生活習慣病予防健診を対象)	被保険者 64.7% (実施見込者数150,009人)	被保険者 57.6% (実施見込者数 127,000人)	被保険者53.5% (実施者数 120,725人)

※平成27年度実施率は、推計値

◎ 具体的な取り組み内容

- ① 健診実施機関による定期健康診断を受診している事業所への生活習慣病予防健診への切替え勧奨
- ② バス検診車による健診機会の拡大
- ③ 新規適用事業所に対する適用時受診勧奨の実施及び健診未受診事業所への健診の勧奨通知発送
- ④ インセンティブ制度の導入（新）

2. 保健事業 ～健診・保健指導～

(2) 特定健診の実施率向上の取り組み(被扶養者)

平成28年度の重点事項

福島市、郡山市、いわき市作成のがんの受診勧奨チラシを「特定健診受診券（対象者宛）」に同封する。また、市町村のがん検診と一緒に協会けんぽの特定健診を受診するよう案内したチラシを47市町村に配付し広報に活用いただき、その活用状況を把握する。また、市町村の集団健診日程月に合わせ、文書による受診勧奨を行う。

新たにショッピングセンター等を利用して集団健診の実施を行うほか、肌年齢測定や骨密度測定などの「オプション健診」の実施拡充を図り、受診者数の増に努める。

また、健診実施機関の協力・連携状況に応じて本部構築によるインセンティブ制度の導入を図る。

平成28年度目標と過年度実績	平成28年度目標	平成27年度実績	平成26年度実績
特定健康診査実施率（被扶養者）	被扶養者 29.5%	被扶養者 23.4%	被扶養者21.3%
	(実施見込者数20,482人)	(実施者数 16,095人)	(実施者数 14,712人)

※平成27年度実施率は、推計値

◎ 具体的な取り組み内容

- ① 市町村の集団健診実施月に合わせて文書（DM）による勧奨
- ② 市町村との共同広報(特定健診と市町村がん検診の受診勧奨チラシを共同作成し、世帯回覧や案内等への活用依頼)
- ③ オプション健診の拡充
- ④ 協会主催(独自健診)健診の実施（ショッピングセンター会場での開催等）（新）
- ⑤ インセンティブ制度の導入（新）

2. 保健事業 ～健診・保健指導～

(3) 事業者健診データの取得率向上の取り組み(被保険者本人)

平成28年度の重点事項

定期健康診断結果に、県健康増進部門と労働行政部門、協会けんぽの3者の連名文書を同封し健診結果データの提供依頼を行う。
また、電話や文書等による取得勧奨業務を外部委託し、27年度の勧奨結果をフォローしながら確実な取得を行う。社会保険労務士(会)に委託した同意書取得勧奨業務を行う。
さらに健診実施機関の協力・連携状況に応じて本部構築によるインセンティブ制度の導入を図る。

◎ 平成28年度目標

平成28年度目標と過年度実績	平成28年度目標	平成27年度実績	平成26年度実績
事業者健診データの取込率(被保険者本人)	被保険者 7.4%	被保険者 5.3%	被保険者5.4%
	(実施見込者数17,055人)	(実施者数 11,783人)	(実施者数 12,241人)

※平成27年度実績は、推計値

◎ 具体的な取り組み内容

- ① 未提供事業所への文書、テレマ、訪問等による勧奨
- ② 健診機関が実施した事業者健診の結果通知の中に協会へのデータ提供依頼を同封(新)
- ③ 社会保険労務士(会)の委託による取得勧奨業務(新)
- ④ インセンティブ制度の導入(新)

2. 保健事業 ～健診・保健指導～

(4) 特定保健指導の実施率向上の取り組み(被保険者本人)

平成28年度の重点事項

生活習慣病予防健診を受診しているにもかかわらず、特定保健指導未実施の事業所に対し文書や電話による利用勧奨を行う。また、定期健診を受診した者に対しては健診結果通知に特定保健指導を望まない旨を申出る「申出書」を同封することで、望まない者以外への勧奨が可能となることから、初回面接件数の増加が期待できる。また、委託による継続的な支援を円滑に推進し最大限の実施を図る。健診機関による特定保健指導の実績を上げるために、健診結果に基づき特定保健指導を行った場合、健診機関の収益増にどのくらいつながるかを示した財政バランスシートを同封した依頼書を送付し、後日支部幹部による訪問勧奨を実施。

◎ 平成28年度目標

平成28年度目標と過年度実績	平成28年度目標	平成27年度実績	平成26年度実績
特定保健指導実施率	被保険者 24.4% (実施見込者数8,098人)	被保険者 24.2% (実施者数 6,875人)	被保険者25.2% (実施者数 6,682人)

※平成27年度実施率は、推計値

◎ 具体的な取り組み内容

- ① 保健指導実施日に都合によりキャンセルした者への再訪問を実施（新）
- ② 電話・文書による未相談事業所への利用勧奨
- ③ 外部委託による継続支援の推進
- ④ 支部専門職の質の向上(中断率低減・ポピュレーションアプローチ)のための研修と業務検討会の実施
- ⑤ 支部幹部職員による健診機関訪問

2. 保健事業 ～健診・保健指導～

(5) 特定保健指導の実施率向上の取り組み(被扶養者)

平成28年度の重点事項

支部が会場を設定して文書勧奨を行い、支部の保健師や管理栄養士による特定保健指導を実施する。また、健診機関が集団健診会場と同会場で特定保健指導を実施することで効果が上がった事例が報告されており、同会場での実施に取り組んでいく。

平成28年度目標と過年度実績	平成28年度目標	平成27年度実績	平成26年度実績
特定保健指導実施率（被扶養者）	被扶養者 3.1%	被扶養者 4.0%	被扶養者3.5%
	(実施見込者数 63人)	(実施者数 62人)	(実施者数 52人)

※平成27年度実施率は、推計値

◎ 具体的な取り組み内容

- ① 健診機関が同会場で行う特定保健指導の勧奨
- ② 支部の保健師、管理栄養士が支部や公共施設で行う特定保健指導
- ③ 未利用者への追加勧奨通知

3. 保健事業 ～データヘルス計画の推進～

(1) 「健康事業所宣言」をする事業主の増加

平成28年度の重点事項

関係機関との連携による推進と、支部が行う文書、訪問等による勧奨で「健康事業所宣言」を行う事業所（主）の増加を図る。また、宣言に取り組んでいる事業所を取材等で公表し、本事業の周知を行いかつ評価する仕組みを検討する。

平成28年度目標と過年度実績	平成28年度目標	平成27年度実績	平成26年度実績
「健康事業所宣言」事業所数	500社	242社	未実施

◎ 具体的な取り組み内容

- ① 経済団体、業界団体やアクサ生命保険のもつ機動力を受けるなど関係団体と連携して新規登録事業所を拡大する
- ② 支部が文書による勧奨通知を県北、県南および5業種に対し7,000通行い、委託によりその後の電話勧奨を実施する。
- ③ 健康事業所宣言の啓発を目的とした「健康セミナー」を開催し会場でのアンケート結果を踏まえ、前向きな事業所への電話等の勧奨を行う。
- ④ 27年度に登録した事業所に保健師がフォローを行い宣言した事業所の継続的な健康づくりを支援する。
- ⑤ 宣言した事業所への取材を通して広報を展開し、企業のPRやイメージアップにもつながることを理解していただき宣言につなげていく。

3. 保健事業 ～データヘルス計画の推進～

(2) 高血圧要治療者への受診勧奨

平成28年度の重点事項

支部独自事業として、血圧と血糖値の結果から治療が必要になった健診受診者に対して、健診実施機関が結果票に「受診勧奨ハガキ」を同封して受診勧奨をする。その後、協会けんぽ本部からレセプトに病院受診の履歴がない者に対し、文書による受診勧奨が実施され、それでも未受診かつ数値が高い者に対して、支部が追加文書や電話で受診勧奨を行うことで、高血圧並びに糖尿病の未治療者の医療機関受診を繰り返し促す。

◎ 具体的な取り組み内容

- ① 健診機関の協力を得て、高血圧と糖尿病の要治療者に対して健診結果に受診勧奨はがきを同封し受診後の返信を求める
- ② 本部一括の文書勧奨通知後に、支部が選定した重症対象者へ文書や電話で追加勧奨を行う
- ③ 27年度県北地区で行った非肥満の未治療高血圧者に対する保健指導の評価および28年度はいわき地区でも同様の方法で実施する

(3) 喫煙者への禁煙勧奨

平成28年度の重点事項

28年度当初にキャンペーンとして、喫煙歴のある者へ「優待券」等を同封した文書勧奨を行う。同時に、アンケートを同封し禁煙意思等の意識調査を行う。

◎ 具体的な取り組み内容

- ① 4月の禁煙に取り組みやすい年度当初に利用促進のためのキャンペーンとして「優待券」を同封した文書勧奨を行う。
- ② 薬剤師会との連携による「禁煙サポート薬局」の運用の見直しや県薬剤師会と連携した薬剤師への事業周知等を図る。
- ③ 27年度に行った保健師による禁煙サポート薬局への実態調査および実施勧奨の事業からわかった課題を整理し、薬剤師会と連携し事業推進を図る

3. 保健事業 ～データヘルス計画の推進～

(4)CKD（慢性腎臓病）の重症化予防

平成28年度の重点事項

福島市医師会と病診連携システムを活用し、高血圧と糖尿病等の治療中者及びCKD（慢性腎臓病）未治療者に対して、医療機関（かかりつけ医）宛の紹介状を同封した文書勧奨を行う。

【経過】

- ・ 28年1/20 事業開始
連携関係機関《福島市医師会、福島市（国保年金課・健康増進課）、協会けんぽ、福島県立医科大学》
- ・ 28年3月末 健診結果を基に個人のCKD危険度を示した受診勧奨文書を送付（対象者138人）
- ・ 28年4月末 対象者21人に受診勧奨文書を送付
以降、20～40人/月で、対象者に受診勧奨文書の送付予定
- ・ 28年5/10現在 受診先の福島市内医療機関から支部あて、受診結果報告書の返信（13人）

◎ 具体的な取り組み内容

- ① 福島市CKD重症化予防連携システム（病院診療所連携）へ参画し、福島市内在勤者を対象に治療中者および未治療者に対して受診勧奨の文書を発送しCKD重症化予防を行う。
- ② レセプト・健診データの分析を行う
- ③ 県北地区の対象者に対し、健診受診者で糖尿病治療中者への保健指導を支部の保健師が行う
- ④ 27年度郡山市で委託機関により実施したCKD等治療中者への保健指導の継続的支援を行う

4. 保健事業 ～その他の保健事業～

加入者の健康増進に向けた取り組み ～健康チャレンジキャンペーン～

① 概要

協会けんぽ福島支部が提案する生活習慣改善の具体的なメニューから1項目選択し、キャンペーン期間のうち20日以上取り組んだ者の中から抽選、また事業所規模ごとに参加率を比較し上位の事業所に景品を提供する。

なお、生活習慣改善の具体的なメニューは、支部が健康事業所宣言事業所に提案している①高血圧対策、②禁煙対策、③運動の推進、④メンタルヘルス対策に係る内容とする。

また、キャンペーンは年2回実施することとし、景品は本事業に賛同される企業・団体から提供していただく。

② 対象者

健康事業所宣言事業所及びそこで働く被保険者

③ キャンペーン期間

【第1回】

期 間：平成28年7月1日（金）～平成28年7月31日（日）

応募期限：平成28年8月19日（金）必着

【第2回】

期 間：平成28年11月1日（火）～平成28年11月30日（水）

応募期限：平成28年12月15日（木）必着

平成27年度の振り返りと平成28年度からの変更点

- ① 事業所としての盛りあがり重要→事業所の健康づくり担当者に事業案内し、原則として事業所単位での応募とする。
- ② 運動のほか、食生活の改善等も大きなテーマ→チャレンジテーマの範囲を①高血圧対策、②禁煙対策、③運動の推進、④メンタルヘルス対策に拡大する。
- ③ 生活改善の定着化が重要→取り組み期間を1か月間に延長し、年2回実施する。

5. 医療費適正化対策に向けた取り組み

(1) 効果的なレセプト点検の促進に関する主な取り組み

平成28年度の重点事項

- 平成28年度診療報酬改定における変更項目の研修および情報共有により、点検員のスキルアップを図り、変更点に関する重点点検を実施する。
- 社会保険診療報酬支払基金との打ち合わせ会を定期的に開催し、再審査請求の審査結果について意見交換を行うことにより、保険診療ルールの疑義について説明を求めるとともに、審査に関する支部間差異の解消を図る。

平成28年度目標と過年度実績	平成28年度目標	平成27年度実績	平成26年度実績
加入者1人当たり診療内容等査定効果額	122円	119円	137円

※平成27年度実績は、平成28年3月現在の暫定値

◎ 具体的な取り組み内容

- ① 診療報酬改定にかかるブロック別研修の結果を支部点検員へ早期に周知し、点検スキルの向上を図る。
- ② レセプト点検にかかる点検員の技術向上のため、外部講師等による研修会を実施する。
- ③ 査定・原審事例を活用した勉強会を毎月実施し、点検員間のノウハウの共有により点検スキルの向上を図る。
- ④ ベテラン点検員が新人点検員へ点検手法・システム操作等に関する指導を行い、早期に効果が上げられる点検員を育成する。

5. 医療費適正化対策に向けた取り組み

(2) 積極的な債権回収の推進に関する主な取り組み

平成28年度の重点事項

平成27年は新たに発生した債権の回収に注力した結果、全体の回収率が向上したため、平成28年度は次のような更なる取り組みを強化する。

- ・債権発生後の一定期間は債務者の返還意識も比較的高いため、債権調定から半年までの間の取り組みに重点を置く。
- ・新たな債権の発生を抑制するため、喪失者からの被保険者証回収の取り組みを強化する。

平成28年度目標と過年度実績		平成28年度目標 ※1	平成27年度実績 ※2	平成26年度実績
現年度	件数	78.98%	78.10%	77.31%
	金額	82.00%	81.20%	74.56%
過年度	件数	25.49%	25.80%	28.01%
	金額	14.02%	17.66%	18.94%

※1 現時点の値であり、平成27年度確定後に見直し確定する

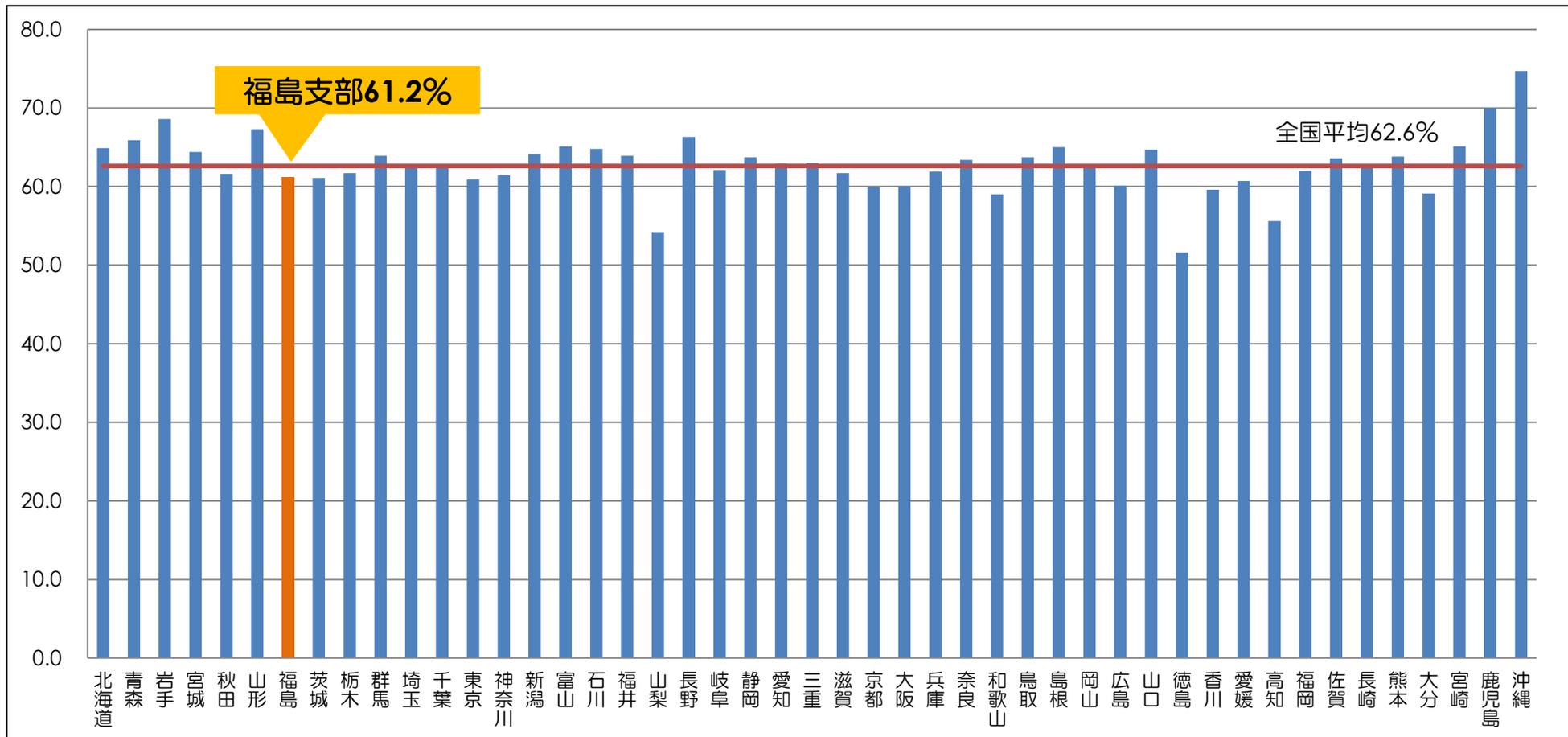
※2 速報値

◎ 具体的な取り組み内容

- ① 債権調定から概ね1か月後に文書催告の実施、3か月後に弁護士名による文書催告を実施（27年度から1か月前倒し）
- ② 法的措置を前提とした最終催告状を5か月後に実施（27年度から1か月前倒し）
- ③ 資格喪失後に国保加入で返済困難の方については、国保との保険者間調整を積極的に実施
- ④ 一般被保険者の保険証未回収者について、喪失処理後概ね2週間をめぐりに一次催告、その1か月後をめぐりに二次催告を実施
任継被保険者の未回収者へは喪失処理後早急に電話催告を行い、その後、2週間をめぐりに一次催告を実施

5. 医療費適正化対策に向けた取り組み

参考：都道府県別 ジェネリック医薬品使用状況(調剤分) 新指標・数量ベース(平成27年12月診療分)



- 注1. 協会けんぽ(一般分)の調剤レセプト(電子レセプトに限る)について集計したもの(算定ベース)。
 注2. 加入者の適用されている事業所所在地の都道府県毎に集計したもの。
 注3. 「数量」とは、薬価基準告示上の規格単位ごとに数えた数量をいう。
 注4. 「新指標」は、 $\frac{[\text{後発医薬品の数量}]}{([\text{後発医薬品のある先発医薬品の数量}] + [\text{後発医薬品の数量}]}$ で算出している。
 医薬品の区分は、厚生労働省「各先発医薬品の後発医薬品の有無に関する情報」による。

5. 医療費適正化対策に向けた取り組み

(4) 限度額適用認定証の周知・高額療養費支給申請の勧奨の取り組み

平成28年度の重点事項

一時的であれ加入者が高額な一部負担金を支払わなくて済むように、既存の制度を周知する。

- ・高額な一部負担金支払いを軽減できるように、入院を予定する方に限度額適用認定証の制度を周知する。
- ・高額療養費を申請されていない方へ、受診月から半年後をめぐりに申請書の勧奨を実施する。

◎ 具体的な取り組み内容

- ① 県内の病院等へ申請書を送付し、患者への配付を要請（協会けんぽの受取人払封筒をセットして配付）
- ② 高額療養費を申請されていない方へ、署名するだけで提出できる状態の申請書を郵送
これまでは受診月の1年後に勧奨していたが平成28年度中に半年まで短縮

(5) 柔道整復療養費の適正化に向けた主な取り組み

平成28年度の重点事項

- ・柔道整復施術療養費について、多部位かつ頻回受診者に対して文書照会を実施する。

◎ 具体的な取り組み内容

- ① 柔整申請書から多部位かつ頻回傾向の受診者を抽出して、被保険者への文書照会を実施
- ② 毎月1回、柔道整復療養費審査委員会を開催して審査を強化

6. 平成28年度健康保険制度等の見直し

(1) 傷病手当金・出産手当金の計算方法の変更及び添付書類の省略

傷病手当金・出産手当金の給付金額の計算方法について、平成27年度健康保険法改正が行われた。

平成28年4月から、支給開始される前1年間の給与を基に計算された金額で支給される。

なお、これまでに傷病手当金・出産手当金を受給していた方も、平成28年4月1日分から新しい計算方法で支給金額の計算をすることとなる。

平成28年3月31日分までの支給金額

1日あたりの金額

$$\left[\text{休んだ日の標準報酬月額} \right] \div 30日 \times (2/3)$$



平成28年4月1日分からの支給金額

1日あたりの金額

$$\left[\text{支給開始日※以前の継続した12ヶ月間の各月の標準報酬月額を平均した額} \right] \div 30日 \times (2/3)$$

※支給開始日とは、一番最初に給付が支給された日である。

支給開始以前の期間が12ヶ月に満たない場合

- 支給開始日の属する月以前の継続した各月の標準報酬月額の平均額
- 28万円（当該年度の前年度9月30日における全被保険者の同月の標準報酬月額を平均した額）

を比べて少ないほうの額を使用して計算する

また、これまで、初回申請時に出勤簿と賃金台帳のコピーを必ず添付することになっていたが、平成28年4月より添付が不要となった。

(2) 海外療養費申請時の添付書類の変更

海外療養費に係る改正については、支給申請にあたって、旅券、航空券その他の海外に渡航した事実が確認できる書類の写しの添付、および保険者が海外療養の内容について当該海外療養を担当した者に照会することに関する当該海外療養を受けた者の同意書の添付が義務づけられた